

8 桑 監 第 2 2 号
令和 8 年 8 月 1 7 日

桑折町長 高 橋 宣 博 様

桑折町監査委員 鈴 木 頼 子

同 佐 藤 久 一

令和 7 年度桑折町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和7年度決算における桑折町健全化判断比率及び資金不足比率について関係書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度 桑折町財政健全化審査意見書

1 審査の基準

桑折町監査基準（令和2年4月1日施行）

2 審査の対象

令和7年度桑折町健全化判断比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

上記比率の算定基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和8年7月22日から令和8年8月4日まで

4 審査の方法

健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているか、決算書類と照合し、必要に応じ関係職員から説明を受け、審査した。

5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	比較の 増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	15 . 00	20 . 00
連結実質赤字比率	—	—	—	20 . 00	30 . 00
実 質 公 債 費 比 率	8 . 0	8 . 8	△ 0 . 8	25 . 0	35 . 0
将 来 負 担 比 率	—	—	—	350 . 0	

6 審査意見

(1) 個別意見

<実質赤字比率について>

一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字比率は算出されなかった。

したがって、早期健全化基準である 15.00% を下回っており、基準からみた健全性は保たれている状況にある。

<連結実質赤字比率について>

一般会計、特別会計及び公営企業会計の、全会計の実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は算出されなかった。

したがって、早期健全化基準である 20.00% を下回っており、基準からみた健全性は保たれている状況にある。

<実質公債費比率について>

過去3年間の公債費比率を平均し算出した、実質公債費比率は、8.0% となっており、前年度より 0.8ポイント 減少している。

したがって、早期健全化基準である 25.00% を下回っており、基準からみた健全性は保たれている状況にある。

<将来負担比率について>

当年度の将来負担比率は算出されなかった。

したがって、早期健全化基準である 35.00% を下回っており、基準からみた健全性は保たれている状況にある。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和7年度 公営企業の経営健全化審査意見書

1 審査の基準

桑折町監査基準（令和2年4月1日施行）

2 審査の対象

令和7年度決算に基づく資金不足比率

桑折町水道事業会計

桑折町下水道事業会計

上記比率の算定基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和8年7月22日から令和8年8月4日まで

4 審査の方法

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているか、決算書類と照合し、必要に応じ関係職員から説明を受け、審査した。

5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる資料は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

会 計 名	令和7年度	令和6年度	比較の増減	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20 . 0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	

6 審査意見

(1) 個別意見

<資金不足比率について>

当年度は、資金不足に至っていないので、資金不足比率は算出されなかった。

したがって、経営健全化基準である 20.0％ と比較すると、これを下回っていることが認められる。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。